

公私連携幼保連携型認定こども園 ときわ広陵こども園

三者協議会説明会資料

日時：令和6年11月20日(日) 午後1時30分

場所：広陵町総合保健福祉会館さわやかホール4階 中会議室

目 次

1	公私連携幼保連携型認定こども園とは	…… P1
2	協定書の内容	…… P2
3	1号・2号・3号認定とは	…… P3
4	幼稚園・認定こども園・保育園の違い	…… P4
5	ときわ広陵こども園の位置	…… P5
6	ときわ広陵こども園園舎の概要	…… P6
7	受入れ園児の規模	…… P7
8	職員配置	…… P8
9	こども園での教育・保育の概要	…… P9
10	こども園での一日の流れ	…… P10
11	令和5年度常葉保育園年間行事	…… P11

1. 公私連携幼保連携型認定こども園とは

★ 公私連携とは 認定こども園法第34条第2項、児童福祉法第56条の8第2項

市町村と法人が、公私連携幼保連携型認定こども園等において提供すべき教育・保育・子育て支援事業又は保育・子育て支援事業の内容について協定を締結し、市町村がその法人を公私連携法人として指定を行った上で、法人がこども園の届出を行うことで設立されたこども園のことをいいます。

公私連携のメリットとしては、市町村としては子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する施設を確保することができます。法人は、民間の認定こども園設立に際して都道府県の認可を必要としますが、この手法によれば、市町村を通じた都道府県への届け出により設立することができ、市町村から土地や建物などの設備について、無償または廉価な貸付け、譲渡などといった設置の支援を受けることができます。

★ 幼保連携型認定こども園とは

幼保連携型	学校かつ児童福祉施設 。幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
幼稚園型	学校（幼稚園+保育所機能） 。認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	児童福祉施設（保育所+幼稚園機能） 。認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園機能+保育所機能 。幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

2. 協定書の内容

締結日 令和5年10月2日

第1章 総則

第2章 教育及び保育等に関する基本事項

運営経費等 § 13 三者協議会の設置。保護者負担については三者協議会で説明を行い、同意を得る。

賃借料 § 19 令和8年4月1日 から 令和18年3月31日 までは免除、以後は協議。

第3章 必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

第4章 整備と移行準備

園舎等の整備 § 21 既存建物の解体撤去は、法人の負担で行い、解体に要した費用は補助金交付要綱の基づき町が交付する。

引継ぎ要員 § 25 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 までの間、東幼稚園及び南保育園に保育士を派遣

第5章 協定の期間等

期間 § 26 令和8年4月1日 から 令和29年3月31日 まで、以後は協議。

第6章 検査及び違反の措置等

第7章 その他認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

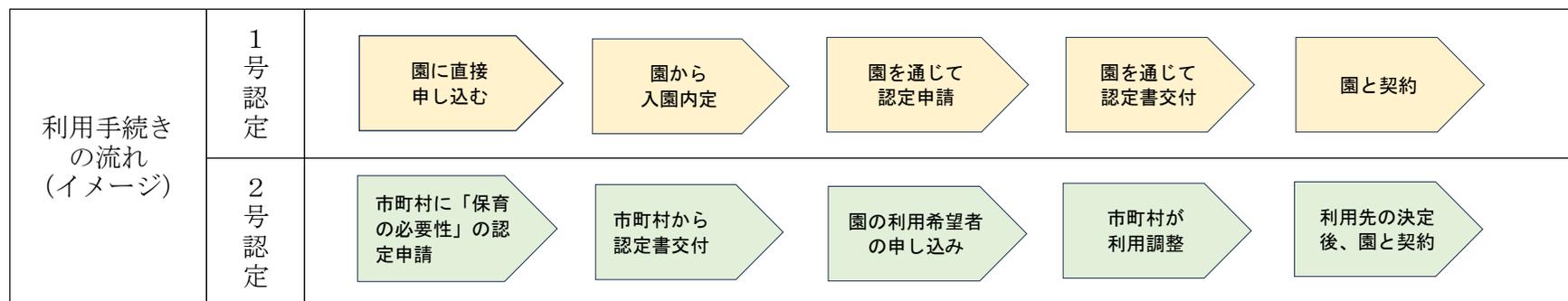
3. 1号・2号・3号認定とは

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

新制度では、認定こども園や幼稚園・保育所等の利用には、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

1号認定	教育標準時間	保育の必要性なし	教育標準時間認定・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、幼稚園
2号認定	保育標準時間	保育の必要性あり	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、保育所
	保育短時間		
3号認定	保育標準時間	保育の必要性あり	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満 ⇒ 認定こども園、保育所、地域型保育
	保育短時間		

※ 保育標準時間：最長11時間まで利用可能。保育短時間：最長8時間まで利用可能。



4. 幼稚園・認定こども園・保育園の違い

項目	幼稚園	認定こども園	保育園
分類	学校	教育・児童福祉施設	児童福祉施設
根拠法令	学校教育法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童福祉法
所管	文部科学省	こども家庭庁	厚生労働省
対象	満3歳から小学校就学までの幼児	0歳から小学校就学までの乳幼児	0歳から小学校就学までの保育を必要とする乳幼児
設置者	私立：学校法人、社会福祉法人等	私立：学校法人、社会福祉法人等	私立：学校法人、社会福祉法人、NPO法人、企業等
	公立：国、地方公共団体	公立：国、地方公共団体	公立：国、地方公共団体
教育・保育	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針
職員の資格	幼稚園教諭免許	幼稚園教諭免許・保育士証	保育士証
保育料	園が決定、園に納付	基本：市町村が決定(所得)	基本：市町村が決定(所得)
		特定：園が決定し、園に納付	
時間	原則：4時間/日	1号：1日4時間	2号：標)11時間/日 短)8時間/日 3号：標)11時間/日 短)8時間/日
		2号：標)11時間/日 短)8時間/日	
		3号：標)11時間/日 短)8時間/日	
給食	1号：なし	1号：提供	2号：義務 3号：義務
		2号：義務	
		3号：義務	

5. ときわ広陵こども園の位置

場所	旧広陵交通公園跡地
	奈良県北葛城郡広陵町大字古寺144番地1



6. ときわ広陵こども園園舎の概要

コンセプト	「つなぐ」：園と様々なヒトやモノやコトをつなぐ場所としての位置づけとして存在。
配置	1階：0歳、1歳、2歳保育室。遊戯室、子育て支援室、一時保育室、職員室、調理室、放課後こども教室 等
	2階：3歳、4歳、5歳保育室、屋上広場、避難広場、機械スペース 等
建物概要 R6.1.28現在	敷地面積5,746.57㎡(1,738.3坪) 床面積：1,634.69㎡(494.5坪) 1F1,031.80㎡(312.1坪) 2F602.89㎡(182.4坪)
外部計画	緑豊かな環境を活かすため南と西に開いた建物配置とし、周辺環境を取り込む計画。安全と利便性に配慮した動線計画を行い、アプローチに段差のないユニバーサルデザインとした。浸水時に円滑に避難できるように二階建てとした。外観デザインは、周辺環境に違和感のない形状と色彩計画とし、アクセントとして多様性を表現するマルチカラーで壁面をあしらう。
内部計画	多目的ホールを中心に周りを諸室で囲むレイアウトを採用、それぞれの室と室をホールがつなぐ空間を創造。各保育室からの眺望を確保するとともに日当たりの良いテラスと涼しい夏のテラスの二つのテラスを持つ保育室とし、各保育室の外部にそれぞれ「DEN」や絵本コーナーを設置し、落ち着ける空間も用意する。奈良県産の木材を内装に効果的に採用し、意匠性を高め、調湿機能やヒーリング効果も得る。
構造計画	避難施設として機能できる構造計画を行い、耐震性に優れた鉄骨造としまた、重要度係数1.25を実現。また、耐火構造にすることで、火災に強く、防音を高める効果が期待できる。軽量かつ機能性に優れた屋根材・防水材・外壁材を使用することで、建物荷重を抑え、経済的な構造計画とする。
設備計画	1階の保育室は床暖房を設置、多目的ホールは輻射式冷暖房とエアコンのハイブリット空調の快適空間とランニングコストを両立。床下地は衝撃吸収性と断熱性に優れた床下材を採用して快適で安全な環境。外部窓はペアガラスを採用、照明器具はLED照明とする。IT技術が活用できるよう、情報系の配管・配線やアクセスポイントを充実。

7. 受入れ園児の利用定員

令和8年度園児 165 人

調性：2023年4月8日

	0歳児(1)	1歳児(2)	2歳児(1)	3歳児(2)	4歳児(2)	5歳児(2)	利用定員
1号認定				11	11	11	33
2号認定				26	26	26	78
3号認定	6	24	24				54
計	6	24	24	37	37	37	165

※ 年齢横の()内の数字は、クラスの数です。

※ 認可定員(最大)180名、利用定員160名(保育所定員の弾力化)。

【保育所定員の弾力化】

保育所定員の弾力化とは、市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。平成10年「保育所への入所の円滑化について」(厚生省児童家庭局保育課長通知)により行われている制度で、年度当初においてはおおむね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半(10月以降)は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準(必要な職員の配置基準や設備基準など)を満たしていることを条件に認められることとされた。(厚生労働省「用語の解説」)

8. 職員配置

職員構成	園長	副園長	教頭	主管保育教諭	指導保育教諭	保育教諭	主幹養護教諭	養護教諭	主幹栄養教諭	栄養教諭	事務職員	栄養助教諭	調理員	看護師	その他
職員数	1人	1人	人	人	2人	30人	人	人	人	人	1人	人	4人	1人	5人

45

※ その他 用務員1人、一時預り保育教諭1人。子育て支援相談員1人。放課後児童支援員2人。

※ 資格 園長等 原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職又は児童福祉事業で5年以上の経験がある者。ただし、これと同等の資質を有する者についても認めることとする。これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。(認定こども園法第15条)

保育教諭 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者でなければならない。

	園児数	クラス		国配置基準		加配	計画	フリー	指導保育教諭	副園長	園長
0歳	6	6		2	3:1	1	3	2	1	1	1
1歳	24	12	12	4	6:1	2	6				
2歳	24	24		4	6:1	1	5				
3歳	37	18	19	4	15:1	2	6		1		
4歳	37	18	19	2	25:1	2	4				
5歳	37	18	19	2	25:1	2	4				
計	165	165		18		10	28	2	2	1	1

配置基準の一部改善(基準改正の経過措置)

令和6年度:4歳児と5歳児を30:1を25:1に変更

3歳児を20:1を15:1に変更

※1歳児は6:1を5:1に、改正時期は未定

(注)保育士人数は、保育士の勤務時間(フルタイム・短時間)により変わります。

9. こども園での教育・保育の概要

教育・保育理念	みどり豊かな自然の中で心身共に丈夫な子をみんなで育てる
教育・保育目標	よく食べ、よく寝て、よく遊び健康で明るくたくましい子ども
	言葉や体、いろいろな表現方法で自分の思いを出せる子ども
	自分も相手も物も大切に、思いやりのある子ども

保育事業	理念、目標、指針に基づいて、年間・月間・週・日カリキュラムを作成、こども達が安心・安全に楽しく生活できる保育を実践する。
延長保育	2号・3号認定の標準・短時間園児を対象に実施。保育料は町基準による。
一時預り保育	家庭での保育が一時的に困難となる場合や、育児に伴う身体的・心理的負担の軽減のため、児童を保育所等で預かります。事業形態は、一般型(2号・3号)と幼稚園型(1号)があります。
病児保育	看護師1人を配置し、保育中に発熱等の体調不良児を対象とし、保護者が迎えに来るまでの間の看護をする。

子育て支援	教育・保育相談事業、親子の集い事業を通じて、保護者の悩み、相談や孤立などについて必要な情報の提供及び助言を行い、必要であれば関係機関と連携して対応する。
放課後児童健全育成事業	こども園内の教室で令和9年度から東小学校区児童25人余りを対象に実施予定。支援要員2人を採用。開所日・時間は町施設に準じる。

10. こども園での一日の流れ

	7:30	8:00	8:30	9:00	10:00	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00		
1号認定			登園	教育時間				昼食	遊び	降園	一時預り保育													
2・3号認定短時間	一時預り保育		登園	2号教育時間 3号保育時間				昼食	午睡	おやつ	遊び	降園	一時預り保育			延長								
2・3号認定標準時間	順次登園	早朝保育	2号教育時間 3号保育時間				昼食	午睡	おやつ	遊び			16:30以降順次降園			降園	延長							

※「一時預り保育」・「延長保育」は別途料金が発生します。1号認定児は土曜が休みです。土曜日は延長保育がありません。

1号・2号 教育標準時間は、1号・2号の区別なく同じクラスで過ごします。

3号 それぞれのクラスで過ごします。

給食 全園児に提供します。調理は自園調理のため、栄養士が献立を考え、食材の調達、調理まで全て職員が行います。また、遊戯室からは給食調理の様子を見ることができます。

食育 食育計画を作成します。給食調理の様子を見ることで感謝の気持ちを育み、菜園で野菜などを育て、収穫することで食材への興味を引き出し、調理実践、祭事・四季折々のメニューなどを通じて食への興味を引き出す。

1 1. 令和5年度常葉保育園年間行事

- | | | |
|----|---|-------------------------|
| 4 | 月 | 始園式、入園式、遠足、避難訓練 |
| 5 | 月 | 避難訓練 |
| 6 | 月 | 幼保交流会、JAF交通安全教室、プール開き |
| 7 | 月 | 幼保交流会、七夕会、夏祭り、にこにこ広場 |
| 8 | 月 | 避難訓練、終業式、始業式 |
| 9 | 月 | 運動会予行、運動会 |
| 10 | 月 | 避難訓練、遠足、交通安全教室、にこにこ広場 |
| 11 | 月 | 保育参観、幼保交流会、避難訓練、にこにこ広場 |
| 12 | 月 | 餅つき、避難訓練、クリスマス会、終業式 |
| 1 | 月 | 始業式、避難訓練、幼保交流会、節分会 |
| 2 | 月 | 生活発表会、避難訓練、お別れ遠足 |
| 3 | 月 | 避難訓練、ひな祭り、お楽しみ会、卒園式、終業式 |